

し、精密検査業務に従事する職員に限る。

別表第二原子力等立地地域振興事務所の項中「原子力等立地地域振興事務所」を「ふたば復興事務所」に改め、同表保健福祉事務所の項中「野犬等捕獲作業用 防寒服」を「野犬等捕獲作業用 防寒服」に改める。

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県訓令第七号

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程(昭和四十四年福島県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(農業振興課)

告 示

福島県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月二十二日から同年四月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

福島県告示第七十六号

平成二十七年水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

一 原種の配付数量

Table with 2 columns: 種類 (品種名) and 数量(単位 キログラム)

コシヒカリ 一、一四七

ひとめぼれ 四、二八〇

天のつぶ 一、四九〇

あきたこまち 三八〇

チヨニシキ 四八〇

まいひめ 四八

たかねみのり 四八

夢の香 四八

福島30号 八六

こがねもち 六〇〇

ふくひびき 六七六

水稲合計 一九、二八三

ふくいぶき 一〇

あやこがね 二六〇

大豆合計 二七〇

二 原種の配付価格

Table with 2 columns: 種類 (単位) and 価格(消費税及び地方消費税を除く。)

水稲 一キログラム 三六〇円

大豆 一キログラム 三二九円

(水田畑作課)

福島県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平下大越字南萱野一三四の一、一三五の一、一三六から一四一まで、一四三から一四五まで、平下神谷字堤原一三二、一三三、一四二
2 保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平沼ノ内字諏訪原三九一、三九二、三九五、字浜街一八二の二一、一八二の一三

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平沼ノ内字代ノ下一〇一の一、平絹谷字入葉師一の一九から一の二三まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十八年三月二十二日
福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市大久町大久字かしの花六五の一、六五の五五から六五の七三まで、六五の七七、六五の七八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十八年三月二十二日
福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市勿来町関田障子川二八の一

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市勿来町関田障子川二五の三(次の図に示す部分に限る。)、二五の二、
 須賀一五〇(次の図に示す部分に限る。)、一の一五、一の二三五、小浜町台
 一六六、二二七、二四六、二四七、二五二の一、二五二の二、渚三二八(次の図に
 示す部分に限る。)、五二、五三、三二一、三二四、三二五、東ノ作三三、錦町東
 原八八

2 保安林として指定された目的
 潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道福島 飯坂線	福島市泉字早稲田四番 一地从先から 同 市南沢又字桜内三 九番一地从先まで	変更前 変更後	九・八〇 一九・〇	三九八・〇 三九八・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 川俣線	伊達郡川俣町飯坂字水 境四番七六地先から 同 郡同 町飯坂字壇 松一五番二地先まで	変更前 変更後	A 一一・四〇 B 五三・二二 一一・四〇 八八・〇	一、一三〇・五 一、二二五・〇 一、二二五・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江 国見線	伊達市梁川町栗野字中 通一番一地从先から 同 市梁川町栗野字後 塚原五〇番地先まで	変更前 変更後	一〇・五〇 一八・〇	六七八・八 六七八・八

一七・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道南福島停車場線	福島市荒井字中町裏一番三地先から 同 市荒井字上町裏六番四地先まで	変更前	九・〇〇	一〇五・五
		変更後	一六・〇〇	一〇五・五

(道路計画課)

福島県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道南福島停車場線	福島市荒井字中町裏一番三地先から 同 市荒井字上町裏六番四地先まで	変更前	九・〇〇	一〇五・五
		変更後	二二・六〇	一〇五・五

(道路計画課)

番四地先まで
変更後
九・〇〇
一六・八
一〇五・五

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎高野会津若松線	会津若松市高野町大字柳川字下高野七七番地先から 同 市高野町大字柳川字下高野七三番地先まで	変更前	A 七・〇〇	四七三・一
		変更後	B 一八・〇〇	五一一・六
同	会津若松市高野町大字柳川字下高野七八番地先から 同 市高野町大字柳川字下高野七三番地先まで	変更前	B 一六・〇〇	五一一・六
		変更後	B 四四・〇〇	五一一・六

(道路計画課)

福島県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江国見線	伊達市梁川町粟野字中通一番地 先から 同 市梁川町粟野字後塚原五〇番 地先まで	平成二十八年三月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道梁川霊山線	伊達市梁川町細谷字原六六番一 地先から 同 市梁川町細谷字原前六九番二 地先まで 伊達市梁川町細谷字宮下一〇四番 二地先から 同 市梁川町細谷字宮田七四番三 地先まで	平成二十八年三月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建

設事務所で平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道南福島停車場線	福島市荒井字中町裏一番三地先か ら 同 市荒井字上町裏六番四地先ま で	平成二十八年三月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	相馬市成田字船橋三二一番地先か ら 同 市粟津字粟津二四番一地先ま で	平成二十八年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十八年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画法の種別及び名称
いわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年二月一日

四 事業施行期間 平成二十五年二月一日から平成二十九年三月三十一日まで
 五 事業地 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

正 誤

○平成二十二年七月九日付け定例第二千百九十六号中

ページ	段	行	正	誤
四四〇	下	後ろか ら一三	中通一番一	中通一番